

# 加茂商工会議所 会 員 情 報

会員事業所のお役に立つ情報満載！

一度クリックしてみてください！

URL <http://www.kamocci.or.jp/>

発行責任者 専務理事 宮崎 亘  
加茂市幸町 2-2-4 TEL:52-1740 FAX:52-4100  
URL <http://www.kamocci.or.jp/>  
E-mail [info@kamocci.or.jp](mailto:info@kamocci.or.jp)(代表)

NO.203 / H22.3.23発行

～この地域にとって、なくてはならない加茂商工会議所を目指します～

## 平成22年度重点事業計画(案)

当商工会議所では、平成22年度事業計画(案)について、2項目の最重点事業及び5分野24項目の重点事業を、各部会役員会、委員会にて説明し、ご意見等を伺っています。この案は、3月26日開催の通常議員総会にて機関決定いたします。

### 平成22年度最重点事業

#### 1. 倒産回避のための経営課題の解決に向けた支援(継続)

景気の悪化、先の見通し不透明の中、企業は生き残りをかけて懸命な経営努力をしている。このような経営改善の努力をしている企業からは倒産、廃業を出さない取り組みが重要。会員事業所が抱える経営課題の解決に向けて経営相談業務を積極的に実施する。実施については、金融機関、税理士、中小企業診断士、専門家派遣機関と連携して行う。

#### 2. 製造業の技術力アップ(受注機会拡大)事業の実施

今次の不況下、製造拠点はコスト競争の激化で新興国へとシフトし、技術力の低い中小・小規模企業はさらに淘汰される。製造業の技術力の底上げを行い、付加価値の高い受注を確保することが重要。この課題に取り組むため、金属製造業技術研究会(20会員)を昨年発足。22年度は、各企業の技術力アップをどう具体化できるかに取り組む他、全国規模の見本市展示会に共同出展するなど市場調査、受注促進を行う。実施にあたっては、新潟県、大学、大手企業等の支援を得て行う。

【事業概要】 ・見本市展示会共同出展による受注機会拡大 ・企業の技術力アップの具現化

【事業期間】 平成21～23年度(2年目/3ヵ年継続)

### 重点事業(5分野24項目)

1. 地域産業の振興、経営革新の支援(6項目)
2. 商業活性化対策、観光づくり推進(7項目)
3. 雇用対策・人材育成の推進(4項目)
4. 商工会議所の提言要望・意見活動の推進(2項目)
5. 変化の時代に対応した商工会議所の運営基盤の強化(5項目)

運転・設備資金(日本政策金融公庫) 緊急保証制度(信用保証協会) 金融定例相談をご活用ください

～ 個別相談・秘密厳守 TEL52-1740へ～

(株)日本政策金融公庫、県信用保証協会の個別相談会を下記のとおり開催いたします。事業資金、緊急保証制度のご相談にご活用ください。

1) 日本政策金融公庫相談会 日時 4月15日(木) 10:00～12:00

2) 県信用保証協会相談会 日時 4月14日(水) 10:00～12:00

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/桑原、難波、佐藤)まで。

# 無担保・無保証・低金利【金利1.85%(3/23現在)】

## 経営改善にご活用ください！商工会議所マル経融資のご案内

小規模事業者経営改善資金(マル経資金)は、事業所の経営改善を図るための無担保・無保証人、低金利の国の政策的な融資制度です。経営改善をお考えの方は、どうぞお気軽にご相談ください。

- ・融資限度額 1,500万円
- ・融資期間 運転資金 7年 設備資金 10年

## 設備資金特別金利 1.35%

この度、政府の景気対策として、設備資金の貸付利率が、借入から2ヶ年間の貸付利率が0.5%低減されます。

### 【ご利用いただける方】

- ・従業員(家族従業員・パートタイマー・法人の役員を除く)が商業・サービス業では5人以下、製造業・建設業などは20人以下の事業所。
- ・納税額(所得税、法人税、住民税等)を完納している、最近1年以上事業を行っている方。
- ・遊技業等は融資対象となりません。・飲食業等の設備資金も対象となります。

審査の結果によってはご利用いただけない場合もあります。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/桑原、難波、佐藤)まで。

## がんばっている皆さんを支援します！中小企業金融円滑化法について ～金融機関相談窓口・商工会議所へ、お気軽にご相談ください～

当所では「中小企業金融円滑化支援法」の施行に伴い、各金融機関と中小企業者の資金繰り、借換え相談を実施中です。この法案は、金融機関、信用保証協会、公的金融機関など複数の機関が連携をしながら、資金繰りの苦しい中小企業に対して返済猶予や条件変更などの金融支援を積極的に行う主旨です。

この機会に、お気軽にご相談ください。

### 【中小企業金融円滑化法の概要】

金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込に対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めることとなります。

金融機関は、他の金融機関・政府系金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行うよう努めることとなります。

### 【金融検査マニュアル・監督指針の改定内容】

貸出条件緩和債権(不良債権)の取扱い見直し

- ・条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定することができる見込みがあれば、不良債権となりません。

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/桑原、難波、佐藤)まで。

## 第31回新入社員歓迎会のお知らせ

加茂市、加茂商工会議所、加茂地区雇用促進協議会の共催、三条公共職業安定所、田上町商工会の協賛により、本年4月に加茂市内並びに田上町に就職する新規学卒就職者を対象に新入社員歓迎会・新入社員セミナーを下記のとおり開催いたします。

つきましては、ご多忙のところ恐縮に存じますが、事業主並びに本年入社される新規学卒就職者全員のご出席を賜りますようお願い申し上げます。

日時 平成22年4月12日(月)13時30分～17時00分

歓迎会 13:30～14:30 新入社員セミナー 14:45～17:00

場所 加茂商工会議所会議室 (セミナーには筆記用具、ノート必要)

参加料 ・歓迎会のみ出席/無料 ・歓迎会、セミナー出席/1人1,000円(雇促協会員は無料)

お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740(担当/佐藤、山本)まで。

# 第44回雪椿まつり行事日程のお知らせ ～ 加茂に春を告げるお祭りの開催です！～

開催日	イベント	時間	会場
4月4日(日)	開会式(神事)	午前10時～	青海神社
	ミス雪椿非公開審査		加茂文化会館
4月11日(日)	雪椿杯バレーボール大会	午前 9時～	勤労者体育センター
	トレジャーハンティング in 加茂山 カモリンピック ASOBIBA 2010	午前 9時30分～ 予定 (受付 午前9時～)	加茂山公園野外ステージ (雨天時 市民体育館)
4月18日(日)	大園遊会 ・開会式 ・ミス雪椿公開審査会 ・アトラクション ・友好都市 大島町 交歓会	午前10時50分～ 11時15分～ 11時50分～ 午後 0時50分～	加茂山公園野外ステージ (雨天時 市民体育館)
	・雪椿マラソン	午後 2時30分～	市内
	・市中パレード	午後 3時～	
	・雪椿苗木市	午前10時50分～午後2時 (無くなり次第終了)	市民体育館脇
25日(日)	献花祭	午前10時～	青海神社
29日(祝・木)	市民茶会	午前10時～午後3時	加茂山公園および青海神社

この他、雪椿まつりPRイベントとして、ミス雪椿がJR加茂駅で乗客に雪椿の苗木を配る「ミス雪椿1日駅長」を15日(木)午前10時30分に行います。(苗木の配布は、加茂駅10:49発長岡行きに乗車しているお客様のみ。数量30本)

詳しくは、加茂市役所商工観光課(TEL52-0080)まで。

## 受診料の補助制度をご利用下さい



## 健康診断

当商工会議所では、受診料の一部補助を行っていますので、この機会に、従業員全員受診されるようご案内いたします。

また人間ドックも、より受診しやすいよう、当所会員事業所を対象に1名につき2,000円を補助しておりますので、詳しくは当商工会議所までお問い合わせください。

1. 対象者 加茂商工会議所会員事業所の役員、従業員、家族従業員  
2. 健診機関・日時

実施機関	健診日時 (会場は、加茂市産業センターです)
(社)新潟県労働衛生医学協会 TEL025-370-1960	平成22年 4月 6日(火) 13:30～15:00
	4月19日(月) 13:30～15:00
(社)新潟県健康管理協会 TEL025-283-3939	平成22年 5月14日(金) 8:30～11:30
	13:00～15:00
	6月11日(金) 8:30～11:30
	13:00～15:00

政府管掌健康保険「被保険者」の方、またはその他健康保険「被保険者」の方は各市町村が行う**特定健診(旧基本健診)**は受診できなくなりました。被保険者の方は加茂市産業センターにて行う**集団検診**にて、安全衛生規則による法定健診または政管健保生活習慣病予防健診(その他健康保険組合については健保との契約健診コース)を受診ください。

詳しくは、当商工会議所 TEL52-1740(担当/滝沢)まで。

# 小規模企業共済・中小企業倒産防止共済

## 【事業主の退職金共済】 ・ 【取引先倒産時の緊急貸付共済】

小規模企業共済とは

小企業の個人事業主、会社役員のための退職金をあらかじめ準備しておく、国の共済制度です。

### 共済のメリット

#### 【税制面】

- ・ 掛金は全額「課税対象所得から控除」できるので、節税しながら老後の資金が蓄えられます。ゆとりある老後のライフプラン設計を実現します。
- ・ 共済金は「退職所得扱い」又は「公的年金等の雑所得扱い」となります。

#### 【安全面】

- ・ 法律に基づく国の共済制度ですので安心・確実です。

#### 制度内容

- ・ 毎月1,000円～70,000円までの範囲内で500円きざみで自由に掛金が設定できます。
- ・ 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービスは5人以下)の個人事業主及び会社の役員が対象です。

中小企業倒産防止共済とは

取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で回収困難な売掛債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられる共済制度です。

### 共済のメリット

#### 【税制面】

- ・ 掛金は税法上経費または損金に算入できます。

#### 【貸付面】

- ・ 共済金の貸付は、無担保・無保証人です。
- ・ 企業の財務内容、返済可能性などの金融審査ではなく、取引先の倒産と回収不能債権の事実確認での貸付ですので、万が一の急場の資金難を乗り切れます。

#### 制度内容

- ・ 毎月5,000円～80,000円までの範囲内で1,000円きざみで自由に掛金が設定でき、総額320万円まで積み立てできます。
- ・ 業種、資本金、従業員数等により加入資格要件がございますので、詳細はお問い合わせください。  
お問い合わせは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/佐藤、山本)まで。  
おしらせ...個人事業所は事業主のみ加入できますが、近々生計をともにする専従者も加入できるように法改正されます。

利用2年目の企業のために要件緩和！2年連続での使用も可能です！

## 中小企業緊急雇用安定助成金個別訪問相談

～相談無料、秘密厳守で企業を訪問、個別対応いたします。～

中小企業緊急雇用安定助成金の計画・支給申請は、休業形態、休業手当の支給条件などが、事業所ごとに違うため、説明会だけでは理解が難しく思われます。また、計画書や支給申請書を記入し始めると内容が難しく、申請を断念してしまうケースが見受けられます。当所では、会員事業所から助成金申請を容易にするため、担当者による個別訪問相談を実施しています。

#### 【支給対象事業主】

雇用保険の適用事業所の中小企業主

売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること。(ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可)

要件緩和：売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算書等の経常損益が赤字であること。(ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る)

詳しくは、当商工会議所 TEL 52-1740 (担当/佐藤、滝沢)まで。